

様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。

人権問題をひきおこすパワーハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラなどのハラスメントやストーカー問題、その他にも外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたりっています。

また、平成二十八年（二〇一六年）六月に施行された通称ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動の解消のため、ヘイトスピーチは外国人への差別的言動と思われがちですが、ヘイトスピーチはこれまでにあげてきた全ての「人権問題」にかかってくるものであるということを認識しなければなりません。

さらには、働く人たちのハラスメント問題増加に対応するため、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が令和二年（二〇二〇年）から義務化されました。（一定規模の中小企業主は二〇二二年四月から義務化）

これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど防止対策の強化が図られています。

これらの人権問題について、私たちは正しく理解し、認識し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。このようなことから、これまで述べてきた19の人権問題のみならず、様々な人権問題について教育・啓発の取組が必要です。

モラハラ（モラル・ハラスメント）
肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと

アカハラ（アカデミック・ハラスメント）
大学教授がその立場を利用して学生に対して行ついやがらせ

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康（障がい）など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

SDGsと人権

あなたは“SDGs（エスディージーズ）”を知っていますか。“SDGs”とは“持続可能な開発目標”という英語の略称です。

平成二十七年（二〇一五年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に記載された世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む「七の目標」のことです。これらの目標は人権尊重の考え方に基づいて設定されています。熊本市は、令和元年（二〇一九年）に国から「SDGs未来都市」に選定されました。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょう。



Kumamoto
for SDGs

